

令和 8 年第 8 回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 8 年 8 月 20 日
曾於市農業委員會

第8回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和8年8月20日（木） 午前9時00分

2 場 所 曾於市役所 本庁舎南棟 防災対策室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員 3 番 〇〇〇〇〇、6 番 〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員 4 番 〇〇〇〇〇、5 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長兼農地係長	〇〇〇〇〇
	総務係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
	農地係	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和8年8月20日（木） 午前10時15分

令和8年第8回曾於市農業委員会総会日程

令和8年8月20日（木）

1 開 会

2 議席の指定

3 部会委員の指定

4 議事録署名委員の指名

5 付議事項

(1) 議案

議案第53号 農地所有適格法人要件届出書について

議案第54号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第55号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第56号 農地法第4条による許可申請について

議案第57号 農地法第5条による許可申請について

議案第58号 非農地証明願について

議案第59号 農用地等のあっせんについて

議案第60号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和8年11月1日始期分）

議案第61号 曾於市農地利用最適化推進委員の選任について

(2) 報告

報告第8号 合意解約等の報告

6 その他

令和8年第8回曾於市農業委員会総会

令和8年8月20日（木） 午前9時00分

○事務局 (○○○○○○局長)

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長 (○○○○○会長)

おはようございます。7月、8月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、〇〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇〇委員から欠席届が提出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第8回曾於市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（○○○○○会長）

はじめに、議席の指定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (○○○○○局長)

農業委員の改選に伴い、任期開始日である令和８年７月２０日現在において、定数１９人のうち１人が欠員となっております。このたび、農業委員会委員の任命について、〇〇〇〇〇氏が同年７月２４日開催の市議会臨時会において同意を得て、同日付けで市長から任命されました。議席番号については、現在、１９議席のうち８番が欠番となっております。曾於市農業委員会総会会議規則第８条第２項の規定により、欠員補充により新たに就任した委員の議席は、当該委員が最初に参加すべき総会において議長が定めることとされておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（○○○○○会長）

ただいま説明しましたとおり、〇〇〇〇〇委員の議席は、欠番となっております８番に決定いたします。

○議長（○○○○○会長）

次に、部会委員の指名について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (○○○○○局長)

曾於市農業委員會農地部会規程及び曾於市農業委員會農政部会規程では、部会の構成について、農地部会は農業委員會会長及び職務代理を除く委員 9 人以内、農政部会は会長及び会長代理を除く委員 8 人以内で組織することとされています。現在の構成人数は、農地部会が 9 人、農政部会が 7 人であることから、〇〇〇〇〇委員には農政部会への所属をお願いしたいと考えております。

○議長（○○○○○会長）

ただいま説明しましたとおり、〇〇〇〇〇委員の所属部会は農政部会に決定いたします。

○議長（○○○○○会長）

次に、議事録署名委員の指名を行います。4番〇〇〇〇〇委員、5番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第53号農地所有適格法人要件届出書についてを議題といたします。ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長（○○○○○会長）

本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○4番委員 (○○○○○)

[illegible]

ります。

○議長（○○○○○会長）

ただいまの報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○9番委員（○○○○○）

事業計画では、初年度○○○○○円となっていますが、経営面積は420aとありますが、これで○○○○○円上げるということですか。

○事務局（○○○○○次長兼農地係長）

現在、○○○○○氏が所有、経営している面積が115,971㎡あります。法人化した際に農地所有適格法人になりますので、所有権の移転若しくは貸し借りが入ってくると思われます。以上です。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか、○○○○○委員。

○9番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第53号農地所有適格法人要件届出書については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第54号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○事務局（○○○○○次長兼農地係長）

先月保留になりました末吉96号について、8月10日と12日に現地調査を行いましたので報告いたします。先月の総会で、○○○○○委員の方から今年度の農地パトロールでA判定と判断された農地があるが大丈夫なのかということに対して、現地を確認してきました。地図で最初見たときは、ちょっと変わった図郭でしたので耕作ができてるか不安だったんですけども、一部が水稻、一部飼料が作付けされておりましたので、こちらについては台帳を修正しております。次に、本人所有の農地で、深川の○○○○○については、以前から機械が入らないということで聞き取りしてしました。確認をしたところ、昔の大きさの機械であれば、十分耕作可能かなという通路だったんですけども、○○○○○さんが所有する機械ではちょっと道路幅が狭くて、その農地まではちょっと危険が伴う感じがありまして、今の機械の大きさではちょっと耕作は困難かなという状況でした。残りの諏訪方の○○○○○は、山からのがけ崩れで耕作ができないと聞いておりまして、現地を見たところ、我々の判断では、もう非農地を出してもいいぐらい荒れている状況です。ただ、北側の方に農地がありまして、そちらが耕作をされておりますので、○○○○○さんの農地に非農地判断をした場合、日が当たらなくなるなどの隣の農地に影響があると判断して、非農地判断はしない方向で今、調査中で止めている状態です。がけ崩れが起きたときの状況を当時相談を受けていた○○○○○委員にも聞き取りをしましたが、がけ崩れが起きたのは3、4年ほど前で、木の伐採をした業者に流れ込んだ木と土の撤去を相談されたそうなんですけども、伐採後しばらくしてからの崖くずれだったことから、その業者が、実際にその木を切ったから崩れたのかみたいな形でちょっとすんなり対応をしてくれなくて、○○○○○さんが自分で持ってる機械で作業を取り掛かったんですけども、やはり土留めで使っていた木がまず下に埋まっているということで、もう○○○○○さんが持ってる機械での撤去は難しかったということで、作業をあきらめて現在の状況になったそうです。一応、現地の確認について、現況を確認しましたので報告いたします。審議の方をよろしくお願いいたします。

○2番委員 (○○○○○)

末吉109号について、8月5日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉110号について、8月6日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。これは末吉111号との交換に伴う移転です。渡人と受人は知人です。親世代からの付き合いがあるということでした。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉111号について、8月6日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。これも末吉110号との交換になります。渡人と受人は知人です。親世代からの友人、知人ということです。受人が80歳以上ですが、後継者として娘さんがいらっしゃいます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○15番委員 (○○○○○)

末吉112号について、8月19日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は都城市に在住していますが、農業機械については、深川に実家があるため、そちらの方にトラクター、田植え機、バインダーなどを所有しているそうです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉113号について、8月18日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○ 2 番委員 (○○○○○)

末吉114号について、8月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はあります。渡人と受人は祖母と孫です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する田には水稻、畑には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○4番委員 (○○○○○)

財部115号について、8月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は義理の妹兄です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する田には水稻、畑には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

財部116号について、8月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○ 9 番委員 (○○○○○)

財部117号について、8月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○事務局（○○○○○次長兼農地係長）

今の件ですけど、やはり発表するとき全部効率利用要件というのを言うから、それを重視して

ただいまの報告に対して、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

議案第55号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第56号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員(〇〇〇〇〇)

大隅11号について、8月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いました。本件は、議案第55号農振変更申請の大隅21号と同時申請であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、農振除外後、第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、通路を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

ただいまの報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

議案第56号農地法第4条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第57号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員(〇〇〇〇〇)

大隅22号について、8月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、下岡自治会内の農地です。周囲の状況は、東が田と原野、西が道路を挟んで宅地、南が田と原野、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、残高証明書、九電系統連系承諾書が添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、太陽光発電施設を整備する面積が全体で1,601㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等は、雨水のみで自然流下、水路、側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除については、現状のまま利用しますが、防護柵を設置し建物の高さを2m程度に加減します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、太陽光発電施設を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、大隅23号について、8月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、あけぼの自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を整備する面積が全体で442㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は自然流下及び水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除については、土留工事を行い、隣接する農地との境界にはブロック塀を設置します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第3種農地の街区内4割超宅地化農地に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一

致をみました。次に、大隅24号について、8月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、あけぼの自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、費用が生じないことから確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、通路を整備する面積が全体で116㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思われます。被害防除については、畑及び宅地への通路として現状のまま利用することに加え、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第3種農地の街区内4割超宅地化農地に該当し、通路を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○2番委員（〇〇〇〇〇）

財部25号について、8月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いました。本件は、議案第55号農振変更申請の財部23号と同時申請であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、農業用倉庫、車庫を整備しており農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

財部26号について、8月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、新並木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、駐車場を整備する面積が全体で495㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで水路へ放流、自然流下するもので適当と思われます。被害防除については、緩衝地を設けます。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、駐車場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただいまの報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○13番委員（〇〇〇〇〇）

大隅22号について、事業計画で土地取得は月払いとなってるけど、これは貸し借りじゃないんですよね。

○事務局（〇〇〇〇〇次長兼農地係長）

〇〇〇〇〇さんの場合は、地上権設定を基本で契約されておりまして、今、〇〇〇〇〇委員がおっしゃったように貸し借りになりますので月払いになります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。

○13番委員（〇〇〇〇〇）

はい。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第57号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第58号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉20号について、8月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、新高尾自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が道路を挟んで宅地、北が畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺農地への影響については、申請地の北側は農地ですが、排水等の流れ込みなどではなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、平成13年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当します。車庫として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとする意見の一致をみました。次に、大隅21号について、8月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、梶ヶ野自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が山林、南が道路を挟んで山林、北が山林です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺農地への影響については、申請地は宅地等に囲まれており、農地がないため問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和62年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。豚舎として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただいまの報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第58号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第59号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉84から87までは、2番○○○○○委員と、○○○○○推進委員。末吉88及び89は、7番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉90から93までは、14番○○○○○委員。末吉94及び95は、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉96は、13番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅97は、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○7番委員（○○○○○）

末吉51は継続をお願いします。

○2番委員（○○○○○）

末吉53、54、55も継続です。

○15番委員（○○○○○）

末吉56は打ち切りをお願いします。

○17番委員（○○○○○）

大隅57は継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

財部59も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉60も継続をお願いします。

○2番委員（○○○○○）

末吉63も継続です。

○11番委員（○○○○○）

大隅64、65も継続をお願いします。

- 10番委員（○○○○○）
財部66も継続でお願いします。
- 9番委員（○○○○○）
財部67も継続でお願いします。
- 1番委員（○○○○○）
末吉68も継続でお願いします。
- 7番委員（○○○○○）
末吉69も継続でお願いします。
- 14番委員（○○○○○）
末吉70、71、72も継続でお願いします。
- 2番委員（○○○○○）
末吉73、74も継続です。
- 15番委員（○○○○○）
末吉75も継続でお願いします。
- 8番委員（○○○○○）
末吉76も継続でお願いします。
- 18番委員（○○○○○）
大隅77も継続でお願いします。
- 事務局（○○○○○次長兼農地係長）
○○○○○委員から大隅78も継続でお願いしますとのことでした。
- 9番委員（○○○○○）
財部79も継続でお願いします。
- 10番委員（○○○○○）
財部80、81も継続でお願いします。
- 5番委員（○○○○○）
財部82も継続でお願いします。
- 事務局（○○○○○次長兼農地係長）
○○○○○委員から財部83も継続でお願いしますということで報告を受けております。
- 議長（○○○○○会長）
大変御苦労様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。
- 議長（○○○○○会長）
次に、議案第60号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年11月1日始期分を議題といたします。
- 議長（○○○○○会長）
事務局から説明をお願いします。
- 事務局（○○○○○局長）
議案第60号の促進計画案について、御説明いたします。議案書は、A3判の別冊資料として配布しております。まず、1ページから5ページまでは、農地中間管理権及び利用権の設定に係る一括方式による案件で、53件101筆となっております。このうち、議事参与の制限に該当するものは、6件6筆です。次に、6ページは、農地中間管理機構からの貸付けに係る受け手の変更で、8件10筆です。7ページは、所有権移転に係る一括方式による案件で、3件4筆です。8ページは、令和8年11月1日始期分の集計表となりますので、よろしくお願いします。
- 議長（○○○○○会長）
本件については、議事参与制限に該当する農地中間管理権及び利用権設定の一括方式590から595までを除いて、審査いたします。
- 議長（○○○○○会長）
農用地利用集積等促進計画案に係る利用権設定及び所有権移転について、質疑・意見はありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（○○○○○会長）
議案第60号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年11月1日始期分は、議事

参与制限に該当する 6 件を除いて、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

（〇〇〇〇〇委員 退席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式590から592までについて、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第60号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和 8 年11月 1 日始期分の農地中間管理権及び利用権設定の一括方式590から592までは、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

（〇〇〇〇〇委員 復席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

（〇〇〇〇〇委員 退席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式593について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第60号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和 8 年11月 1 日始期分の農地中間管理権及び利用権設定の一括方式593は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

（〇〇〇〇〇委員 復席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

（〇〇〇〇〇委員 退席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式594について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第60号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和 8 年11月 1 日始期分の農地中間管理権及び利用権設定の一括方式594は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

(〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式595について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

議案第60号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年11月1日始期分の農地中間管理権及び利用権設定の一括方式595は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第61号曾於市農地利利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇〇推進委員及び〇〇〇〇〇推進委員は退席願います。

(推進委員3人 退席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

本件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(〇〇〇〇〇局長)

議案第61号曾於市農地利利用最適化推進委員の選任について、御説明いたします。議案書の20ページになります。農地利利用最適化推進委員については、7月3日から7月30日までの28日間にわたり募集を行いましたが、定数に達しない地区があったため、募集期間を8月4日まで延長しました。その結果、各地区の定数に対する推薦及び応募の状況は、末吉地区が8人に対して8人、大隅地区が7人に対して8人、財部地区が4人に対して4人となりました。全体では定数19人に対し、推薦及び応募は20人であり、大隅地区のみ1人超過となりました。その後、8月5日に選考委員会を開催し、19人の候補者を選定いただきましたので、本日、この19人の選任について承認をお願いするものです。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

ただいまの説明に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

議案第61号曾於市農地利利用最適化推進委員の選任については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇〇推進委員及び〇〇〇〇〇推進委員は復席願います。

(推進委員 3 人 復席)

○議長 (○○○○○会長)

次に、報告第 8 号合意解約等の報告については、議案書の 21 ページから 26 ページまでを御覧ください。

○議長 (○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

○ 5 番委員 (○○○○○)、16 番委員 (○○○○○)

転用許可後の未着手案件の対応について

○議長 (○○○○○会長)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局 (○○○○○局長)

8 月、9 月の行事予定等について

○事務局 (○○○○○総務係長)

制服等について

○事務局 (○○○○○次長兼農地係長)

農地パトロール結果の早期提出等について

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和 8 年第 8 回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局 (○○○○○局長)

御起立願います。一同礼。御苦労様でした。

令和 8 年 8 月 20 日 (木) 午前 10 時 15 分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員